

平成18年3月9日

周南市長 河村和登様

周南市市民憲章等検討委員会
会長 杉光英俊



周南市民憲章等の提言について

私たち市民憲章等検討委員会では、昨年9月1日に第1回の検討委員会を開催し、市長より市民憲章等の案の作成について依頼を受け、その後8回にわたる審議を経て、このたび、「市民憲章」(案)及び「市の木・市の花」(案)を作成いたしました。

その内容等について、下記のとおり提言いたします。

記

1. 市民憲章作成にあたっての基本的な考え方

市民憲章を作成するにあたり、次のことを作成の基本に検討を行いました。

- ・ 前文、本文の2部構成とし、みんなで唱和できるようなものであること
- ・ 文章として簡潔で言い易く、覚えやすいものであること
- ・ 子供から高齢者まで、誰もが親しみやすいものであること
- ・ 市民の行動規範として、行動に結び付き、実践に繋がるものであること

2. 市民憲章(案)

周南市民憲章

(前文)

わたくしたちは 自然と産業が調和した周南市を愛し ともに輝きながら
心豊かに暮らせるまちをめざし 次のことを誓います

(本文)

- 1 自然を大切にし 水と緑の美しいまちをつくります
- 1 みんなで助け合い 安心して暮らせるまちをつくります
- 1 元気に働き 豊かで活力のあるまちをつくります
- 1 スポーツに親しみ 健康で明るいまちをつくります
- 1 教養を深め 自らが輝き 世界に誇れるまちをつくります

●文案の解説

(1) 前文

前文は、本文の5項目を総括したものです。

前段の「自然と産業が調和した」の部分は、海や山の自然に恵まれ、産業も発達し調和のとれた周南市の特性を述べており、「周南市を愛し」の部分は、合併後の一体感の醸成を目指したものです。

また、「ともに輝きながら」は、総合計画にもある周南市の基本姿勢を述べており、文末の「誓います」により、市民一人ひとりが「住んでよかった」、「住み続けたい」と真に実感できるまちづくりに向かって宣言するものです。

(2) 本文

- ・「わたくしたちは」を主語としていますが、唱和を容易にするため省略しています。
- ・5つの文は、次の内容を表わしています。

① 自然を大切にし 水と緑の美しいまちをつくれます

この文では、「環境・自然」の分野について、本市の特性である豊かな「海・川」＝（水）と「山・花」＝（緑）を大切にし、恵まれた自然環境を守り育てるまちづくりの方向を表しています。

② みんなで助け合い 安心して暮らせるまちをつくれます

この文では、「福祉・安全」の分野について、地域社会の連帯意識が薄れる中で、奉仕、ふれあい、互助、共生等の中で市民が相互に助け合い、安心・安全のまちづくりを目指していくことを表しています。

③ 元気に働き 豊かで活力のあるまちをつくれます

この文では、「産業・経済」の分野について、市民がいきいきと働くことにより、物心両面の豊かさを感じることができ、市全体の経済の発展により、豊かなまちを目指すことを表しています。

④ スポーツに親しみ 健康で明るいまちをつくれます

この文では、「健康・スポーツ」の分野について、市民が楽しくスポーツやレクレーションに親しみ、健全な心身をつくり、明るい家庭や地域コミュニティを築いていくことが、健康的なまちづくりに繋がっていくことを表しています。

⑤ 教養を深め 自らが輝き 世界に誇れるまちをつくれます

この文は、内容的には、他の文と異なり、実践活動として具体的な目標は見えにくいものとなっていますが、教養・教育、文化・伝統、国際性等、幅広い分野の内容を含んでいるとともに、この市民憲章全体の結びとして位置付け、周南市の目指すイメージを表わしています。前段は、市民が教養を深めることにより、未来に向かって生き生きと輝いていくことを表わしています。また、後段は、世界に目を開くことにより、日本の伝統や文化を再認識するとともに、世界に学ぶべきところは学び、そして、挑戦していく、そうした市民を育てる気概をもつまちのイメージを発信するものです。

(3) その他

- ・前文、本文とも句読点はいれない形にしています。
- ・本文の各文は、それぞれ同等の位置付けとしており、順番を付けないため、すべての番号を「1」とし、読み方は「ひとつ」と読みます。

3. 「市の木・市の花」(案)

(1) 市の木：クスノキ

選定理由：市民からの応募において、応募総数500件のうち過半数を超える54%を占める結果となっています。その内容を見ると旧2市2町のすべての地域で過半数を超える応募となっており、市民に親しまれている樹木であるといえます。また、樹木の特性として、常緑樹であり、育てやすく、樹勢もよいことから、将来にわたり伸び行く周南市にふさわしい樹木であり、市の木として選定しました。

(2) 市の花：サルビア

選定理由：市民からの応募において、応募総数494件のうち43%を占める結果となっています。その内容を見ると徳山、新南陽地区では、旧2市の「市の花」であったこともあり、親しみやすい花として過半数を占めています。

また、鹿野、熊毛地区では、旧町の地域特性のあるササユリとヒロハドウダンツツジが最も多い応募となりましたが、これらは、鹿野地区、熊毛地区に限定的に自生、栽培できるものであり、市内のどこでも栽培できるものではありません。

サルビアは、鹿野、熊毛地区で応募の最多ではありませんが、上位に入っており、全体的には、市民に認知されている花であると言えます。さらに、花の特性として、育てやすく、開花の時期が長いので長く楽しめる花であり、赤が目立ちきれいで明るい花であることから、周南市にふさわしい花として選定しました。

4. その他

(1) 憲章制定後の推進について

本提言にかかる市民憲章は、市民一人ひとりが主体的に新生周南市の建設に参画する意欲とその理念を表明したものです。

まちづくり総合計画に謳われている「住んでよかった」、「住み続けたい」と真に実感できる周南市を創り出していくためには、市民の自主的、積極的な取り組みが不可欠であり、今後は、憲章の普及や憲章に掲げられた理念に基づいて、行動目標を策定するなど、市民憲章の具体化を目指していく必要があると考えます。

(2) 市の木・市の花

「市の木・市の花」についても、これまでなじみの薄かった旧2町を含めて、全市的に市民に親しまれるものとするためにも、その普及に努めていくことが必要であると考えます。